

## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための札幌医科大学の行動指針 に基づく学生の課外活動等方針（令和3年10月1日改訂版）

10月1日から新型コロナウイルス感染拡大防止のための札幌医科大学行動指針の制限レベルが引き下げ（課外活動レベル4→2）られました。

制限レベルの引き下げにより、課外活動については、「各学生（団体）に感染拡大予防に最大限配慮させ、教員の許可の下実施を認める。」とされますが、引き続き感染させない・感染しないための感染予防対策として、講義についても順次対面に移行しますので、課外活動については講義が段階的に対面に移行するまでの間、原則禁止します。なお、課外活動が再開できるレベル2の扱いとする場合には改めて通知します。

本方針は、今後の感染状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う場合がありますが、その場合は速やかにお知らせします。

令和3年10月1日  
札幌医科大学学生委員会

### 1 部活動等について

- 部活動等については、講義が段階的に対面に移行するまでの間、原則禁止です。なお、課外活動の再開にあたっては、国が定めるガイドラインや関連団体・協会等の指針を参考にし、団体ごとに新型コロナウイルス感染対策における活動方針と感染予防対策を定め、顧問に許可を受けただうえで、活動計画書を学務課に提出すること。
- 団体構成員名簿を提出していない場合は、学務課に必ず提出すること。
- 団体として学内外で開催する飲食を伴う懇親会（新人歓迎コンパを含む）は、引き続き禁止（オンライン開催は可）する。
- ワクチン未接種の学生は、臨床実習／臨地実習の開始2週間前から実習終了まで、対面を伴う一切の部活動等への参加を禁止する。

### 2 体育館の入館について

- 体育館の使用は、課外活動再開まで禁止する。

### 3 トレーニングルームの使用について

- ソーシャルディスタンスを確保すること。
- 混雑時（ソーシャルディスタンスの確保が困難の場合）、1人あたりの利用は最大1時間30分とする。
- 運動機器使用後は、触れた箇所をアルコールタオルで清拭すること。

### 4 更衣室、トイレ、シャワー室の使用について

- 使用にあたっては、混雑状況を見ながら密にならないよう配慮し合って使用すること。

### 5 交流会館（サークル棟）の使用について

- 交流会館（サークル棟）の使用は、課外活動再開まで禁止する。

### 6 アルバイトについて

- アルバイト等への従事については、感染拡大防止に最大限配慮し従事すること。
- カラオケ、ライブハウス等は避けること。
- 情勢に応じて、不特定多数が集まる店舗・飲食店、感染リスクが高い労働環境は極力避けること。

#### 7 他医療機関等における実習、病院見学について

- 他医療機関等における実習については、感染予防対策をしたうえで、相手先の指示に従うこと。
- 病院見学については、感染予防対策をしたうえで、相手先医療機関の指示に従うとともに、病棟には極力立ち入らないようにしたうえで、可能とする。
- 詳細については、各学部の指示に従うこと。

#### 8 その他

- 本方針の取扱いは、本学が定める「新型コロナウイルス感染拡大防止のための札幌医科大学の行動指針」の制限レベルが適用される期間に応じるものとする。
- 各活動項目における方針は、今後の状況に応じて適宜見直すこととする。
- 体調管理及び体調チェック・記録を徹底するとともに、体調不良時は大学のルールに従い直ちに報告すること。
- 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための札幌医科大学の行動指針」の制限レベルの変更等により、一定期間、学内の部活動等を休止させることがある。